

千葉港湾事務所乗用自動車による旅客運送（その2）
仕様書

1. 概 要

本業務は、本仕様書により、乗用自動車による旅客運送をするものである。

2. 運送区間等

当所の指示する日時及び区間とする。

3. 契約期間

契約締結日より令和8年3月31日までとする。

4. 契約料金

関東運輸局認可の運賃及び料金とする。

5. 損害等の負担

運送中における損害は受注者の負担とする。

6. 検 収

本業務の検収は、1ヶ月ごとに行うものとし、本仕様書のとおり履行されたことを検査職員が検査確認したことをもって検収とする。

7. 支 払

代金の支払いは、毎月末に締め切り、前項の検収完了後、受注者の適法な請求書を当所が受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

なお、請求書には以下の書類を添付するものとする。

1) 当所の使用者が記入し、乗務員に渡した使用済みタクシー乗車券またはその写し

2) 請求金額の内訳として、使用済みタクシー乗車券毎の明細書

※1)、2)の添付に際し、認可料金とは別途の費用、経費が発生するなどの理由により、添付に支障がある場合には、契約締結前に書面にて届出ること。その場合に限り添付を省略することができるものとする。

8. 旅客運送における遵守事項

(1) タクシー乗車券を用いた運行の場合、乗務員は、当所の使用者が降車する時には、領収書またはそれに代わる使用金額が確認できる書面（以下「領収書等」という。）を使用者に漏れなく手交すること。

- (2) タクシー乗車券を用いた運行の場合、乗務員は、当所の使用者がタクシー乗車券に使用料金等を記入するために、筆記具の貸与を申し出た際、鉛筆を避けてボールペン等の貸与に努めること。
- (3) タクシー乗車券を用いた運行の場合、乗務員は、当所の使用者が、タクシー乗車券の次の必要項目に係る記入欄・記入枠が不足する場合において、当該タクシー乗車券の余白及び裏面等に補足的に記載した際、その記載内容を消去することなく、その記載を認めるものとする。
- 1) 使用者氏名、相乗り者氏名
 - 2) 使用日、乗車時間、下車時間
 - 3) 乗車地、経由地、降車地
 - 4) 使用料金（有料道路料金、高速料金を含む）
- (4) 時間制運賃を利用する場合は、予め発注者から受注者に申入れるものとし、特約をした上で受注者は配車すること。配車された乗務員はタクシーメーターを使用せず「貸切」の表示で運行すること。受注者は時間制運賃の利用が可能な場合、拘束時間の算定方法については、予め、申込時に約款等の記載内容を提示し了解を得ること。
- (5) 受注者は、各乗務員に対して、(1)、(2)、(3)及び(4)を十分に周知すること。
- (6) 受注者は、当所の使用者がやむを得ず領収書等を紛失した場合に、当所の担当職員または当所の使用者から再発行を求めることがあり、この場合は申出を受けなければならない。
- なお、この場合に再発行する領収書等は、通常の降車時に手交する書式に限定するものではない。
- (7) 乗務記録の開示への協力
- 個々のタクシー使用に係る状況・実績等については、今後、会計検査院等国の機関等からの開示等の協力依頼が見込まれることから、「旅客自動車運送事業運輸規則」（昭和31年8月1日運輸省令第44号）第25条に規定する「乗務記録」について、当所から文書により、当該記録の開示の協力を求める場合がある。
- なお、この場合の当所から受注者に対する協力依頼は、行政庁としての公権力の行使によるものではないことから、当該時点において、受注者として協力できない場合には、その理由について書面にて届出ること。

9. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

- (1) 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- 下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

- (2) (1) により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告しなければならない。
- (3) (1) 及び(2) の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
- (4) 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。

10. その他

各項以外に生じた事項については、両者協議のうえ決定するものとする。

以 上